



# 車いす貸し出しサービスのご案内

- ◎ 「田舎から両親が来る間、車いすがあれば外出しやすい」
- ◎ 「介護保険の車いすレンタルサービス利用開始までの間、貸して欲しい」
- ◎ 「自力で歩けるようになるためのリハビリの間、使いたい」

等、けがや病気などで急に車いすが必要になった方や、旅行や帰省などで一時的に車いすを必要とされる方に対して車いすの貸し出しを行っています。

## ◇ 利用できる方

市内に在住で、在宅生活をされている方

## ◇ 利用できない方

- ① 入院中の方、福祉施設に入居されている方
- ② 介護保険で要介護2～5の認定を受けている方

※ 要介護2～5の方は介護保険の車いす貸し出しサービスが受けられますのでそちらをご利用下さい  
ただし、介護保険の車いすレンタルサービス利用開始までの間は貸出できません

## ◇ 利用期間

6ヶ月以内（状況に応じて更新も可能です）

## ◇ 利用料

10円／1日（メンテナンスの費用として、返却時に精算させていただきます）

## ◇ 利用方法

「ご印鑑」を持参いただき、社会福祉協議会事務局窓口で「車いす貸出申込書」に必要事項（申請者と利用者の氏名・住所・電話番号と利用者の生年月日、介護保険認定・障害者手帳の有無・誓約書）を記入いただいた後、貸し出しを行います。



くわしいお問い合わせは・・・

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

市立総合センター1階 TEL：838-0400

（月～金） AM 9:00 ～ PM 5:30

